

矢川駅周辺まちづくり

歩行者・自転車・バス・タクシー・自家用車などが安全で円滑に駅や駅周辺地域を利用でき、災害時などは市民の生命を守る一時避難としても利用できる北口交通広場の改修や南口交通広場の整備を行い、さらに南口交通広場へアクセスする道路の整備も進めていきます。

交通広場の3つの整備方針

だれもが安全で快適に 利用できる空間づくり



南北で機能を適切に分担する駅前広場
乗り換えの利便性を向上させるロータリー
必要な機能や利用者数などを考慮した適正な駅前広場



バス 1台
コミュニティワゴン 1台

北口広場

矢川駅

南口広場

都市計画道路7・4・1号線
(広場へのアクセス道路)

バス2台
タクシー2台
タクシープール4台
自家用車
しょうがいしゃ専用1台
送迎用 2台

にぎわいに満ちた 魅力ある空間づくり



人々が集い、憩える広場空間
無電柱化を行い、災害時における避難スペースとしての機能
だれもが安心して、快適に利用できるデザイン

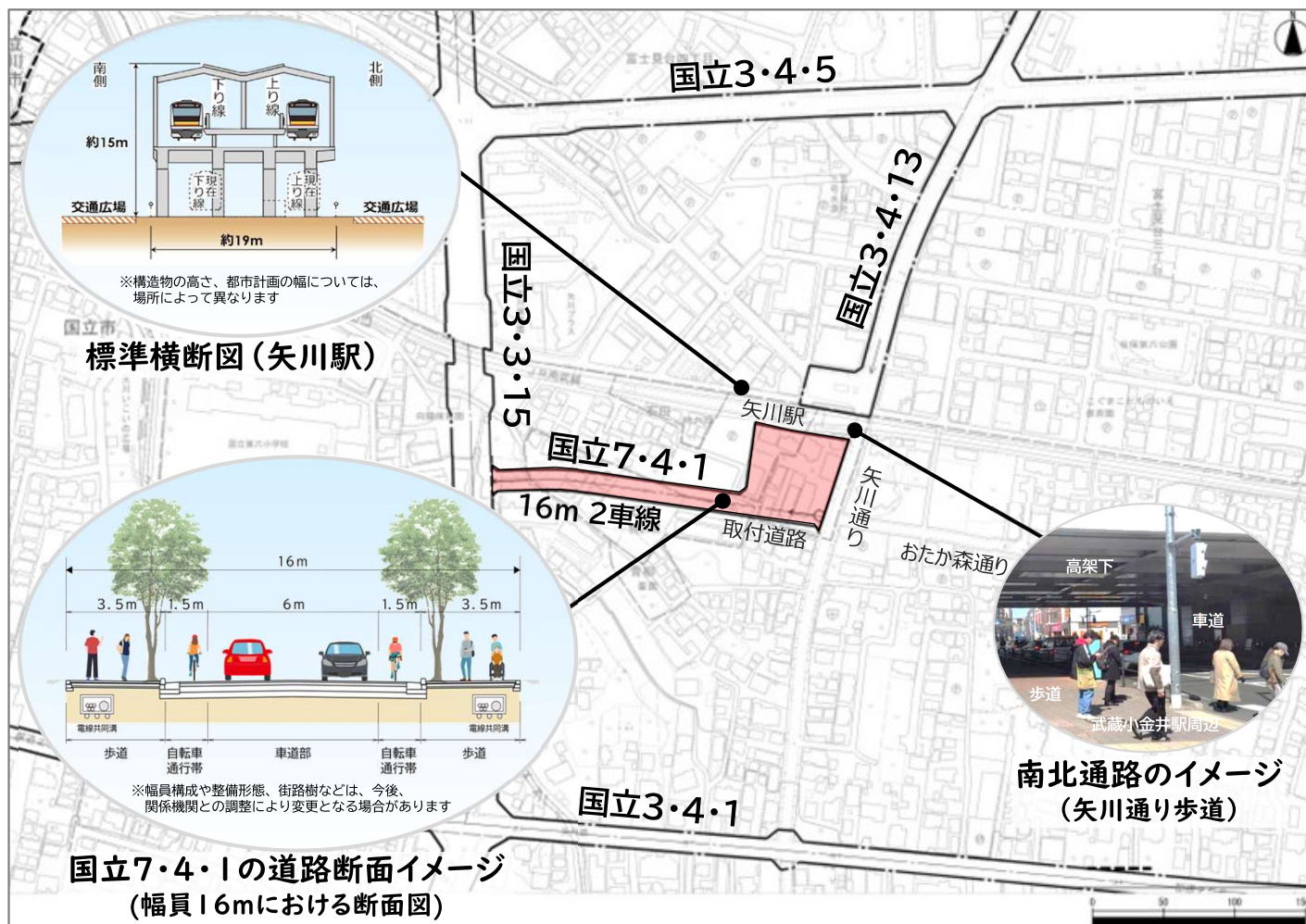
周囲と一体になった 空間づくり



駅・商店街・周辺施設などとの一体感や連続性
駅周辺の安全な歩行者及び自転車動線
広場空間と連続する防災性の高い歩行者空間

都市計画案の概要

南口交通広場と、広場へアクセスする道路を、国立都市計画道路7・4・1号線とした都市計画案を作成しました。



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第37号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。(承認番号)7都市基街都第36号、令和7年4月25日

ポイント

- ① 南口交通広場は、**矢川通りに隣接して配置**します
- ② 自動車は、**取付道路を経由**して南口交通広場へ進入できます
- ③ 取付道路の整備により、矢川駅南地域内の**東西の主要なネットワークを確保**します
- ④ 取付道路は、**大型の緊急車両も通行できる幅員**で、周辺地域の安心・安全が広がります
- ⑤ 取付道路とおたか森通りの**沿道の土地利用の活性化**が期待されます

都市計画路線名		国立都市計画道路7・4・1号 ^{うずらく ぼ かみみねした} 鶉久保上峯下線
位置		国立市 ^{おおあざいしだあざうずらく ぼ} 大字石田字鶉久保から国立市 ^{おおあざ や ほ あざかみみねした} 大字谷保字上峯下まで
延長		約240m
構造	車線の数	2車線
	幅員	16m
その他		交通広場の設置 約3,100㎡



国立市

新たな玄関口の整備イメージ

玄関口にふさわしい
人々が集い・憩える
広場空間のデザイン



タクシー乗り場



バス乗降場



車いすも乗降できる
送迎車両スペース



駅前広場の雰囲気
にあわせた案内サイン



広場空間と歩道が
一体となった空間形成



※矢川駅は、国立市の南部地域への玄関口といった位置づけもあります
※本パースはイメージであり、今後の詳細検討により変更することもあります

工事着手までの流れ

交通広場及び広場へアクセス
する取付道路の区域を、都市計
画の案として4日間に渡り説明
会を開催し、詳細を示しました。

都市計画の案の説明会
(2025年10月実施)

都市計画審議会での案の可決
を受け、市は都市計画の決定を告
示します。

都市計画の決定

東京都知事より事業の認可
を受けた後は、土地所有者や
関係する方々が受けることで
きる補償などを周知、説明する
説明会を開催します。

用地補償説明会

工事着手に先立ち、工事の
概要や手順、安全対策などを
説明する工事説明会を開催し
ます。

工事説明会

都市計画事業認可

交通広場等の整備にあたり、
東京都知事より事業の認可を
受けます。

事業認可により一般的には、
補助金の交付を受けられるほ
か、計画区域内の土地利用に
おいては新たに一定の制限が
発生します。

工事着手

都市計画審議会

都市計画を定めるにあたり、
計画の案を法令に基づく都市
計画審議会にて調査審議します。
審議会の会議は傍聴すること
ができます。

用地測量等説明会

広場や道路の決定された計画
を実際に整備していくための事
業化に向けた測量や設計作業を
行います。
用地測量を実施する際に測量
等の説明会を開催します。

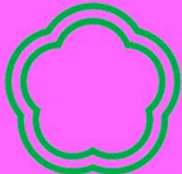
『南武線沿線まちづくり方針』や『矢川駅周辺基盤整備計画』は国立市HPでご覧いただけます

南武線沿線まちづくり方針



矢川駅周辺基盤整備計画





国立市

交通広場等の整備に合わせた土地利用の検討

南武線沿線まちづくり方針に掲げる「多彩な暮らしと豊かな地域資源が調和した魅力あるまち～子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせるまち～」を実現するため、都市基盤整備に合わせて、「用途地域の変更」や「地区計画の策定」などによる「土地利用の誘導」についても検討していきます。

H30年度 R3年度 R5年度 R8年度(予定)

国立市都市計画マスタープラン

南武線沿線まちづくり方針

矢川駅周辺基盤整備計画

交通広場等都市計画の決定・変更

交通広場など整備事業の実施

土地利用等の規制誘導によるまちづくり

地域の方々のご意見を伺いながら、用途地域や基盤整備手法などを定めていきます。



基盤整備の状況や将来の土地利用の状況を踏まえ、用途地域の指定基準に即した用途地域の変更を行いながら、地区の良好な環境も守るために地区計画などの規制誘導手法の導入を検討していきます

土地利用のイメージ



- 地域に密着した商業施設によるにぎわいづくり
- 新たな地域づくり
- 沿道の中層住宅ゾーン
- 街並みに調和した中層住宅ゾーン
- 緑豊かな低層住宅ゾーン